



平成30年6月1日

市庁舎耐震補強・増築・改修工事にかかる工事請負契約に関する 今後の方向性について（お知らせ）

本年1月24日に発表しました市庁舎耐震補強・増築・改修工事の工事請負契約にかかる地方自治法施行令違反に関し、現時点で本市が考える今後の方向性について、下記のとおりお知らせします。

ご迷惑をおかけしますが、今後ともご理解・ご協力をお願いいたします。

記

○今後の方向性

本市と岐建株式会社滋賀支店（以下「岐建」という。）との間で、平成29年5月29日に仮契約、同年6月22日に本契約を締結した市庁舎耐震補強・増築・改修工事にかかる工事請負契約については、地方自治法施行令違反の問題を受けて、一定の工事の区切りをもって契約を合意により解約する方向で話し合いを進めていきたいと考えております。また、合意解約やそれに伴う精算問題などを推進するに当たり、透明性を確保するため民事調停などの公平な第三者が関与する手続きを活用することを視野に入れております。

現在、増築棟建築現場の敷地から見つかった汚染土壌対策のため、既に増築棟建築工事は見合わせておりましたが、本年5月20日付けで全ての工事を中断し、今後は、汚染土壌の処分等が完了するまでの間に、解約やそれに伴う出来高精算に関する合意形成を民事調停などを通じて行うことにより、補正予算案の上程、入札執行ならびに契約締結議決の上程を経て、早期に残工事を再開できるよう、取り組んでいく予定です。

なお、当該工事を一旦中断し、工事請負契約を解約する方向で進めることに伴い、市庁舎耐震補強・増築・改修工事 工事監理委託業務につきましても、事業の推進上、監理期間や工程等が変更されることから、今後、株式会社水原建築設計事務所との委託契約を合意により解約する方向で話し合いを進めていきます。

また、合意解約後は、残工事再開へのスケジュールと歩調を合わせながら、入札等の諸手続きを経て、円滑に残工事の工事監理業務が実施できるよう取り組んでいく予定です。